

【新・地方自治 2007 : No.4】

税源偏在の是正策 (3)

税財政制度における税収偏在是正の第三の案が地方交付税の財源の見直しである。

地方交付税は、国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合を垂直的財源調整手段として地方自治体に配分する仕組みである。この地方交付税の財源を構成している税目を見直す案である。

「税源偏在の是正策 (1)」でみた税源交換案は、消費税 1 % 分を地方消費税 1 % に移し、相応分の地方法人課税を国の法人税に移行させて偏在を是正する方法であった。これに対して、同じ消費税と法人課税の税源交換でも、地方交付税の財源となっている国の消費税約 1 . 2 % を地方消費税に移し、法人事業税を地方交付税の財源たる国の法人税に移行する方法である。この案では、税技術的には消費税と地方法人課税の税源交換案と同様の問題が発生する。

そのことに加え、財源調整すべき地方交付税の財源の太宗が法人税となることから、その財政規模の安定度が低下し、交付税によって調整すべき領域、役割とは何か、という問題を再検討する必要がある。本来、財源調整が地域のナショナル・ミニマム (全ての国民に対して絶対に守らなければならない水準) を担保することに中心があるとすれば、その財源は安定的であることが求められる。

その一方で、地方財政の財源となる消費税が従来の地方消費税とともに合計で約 2 . 1 2 % となり地域間の税源偏在が一層是正されることに加え、地方交付税に移行した法人課税分について、人口、面積など新たな交付基準による交付を実現することで、さらに偏在が是正される可能性がある。

地域間の税源偏在を是正することは、地方自治体の自立を高め、ひいては完全自治体たる自治行政権、自治財政権、自治立法権を確立するための大前提と言える。そして、税源移譲が進み、地方自治体の税源が厚くなれば、国から地方への垂直的財源調整システムは限定的なものとなり、地方自治体間の水平的財源調整システムの充実が求められることになる。先進国の財政調整システムをみると、垂直的財政調整システムに加え、ドイツ、スウェーデン等では水平的財源調整システムが導入されている。

例えば、ドイツの水平調整制度は、付加価値税の州取得分の 2 5 % を上限に、1 人当たりの州税収が全国平均未満の団体に優先配分すること、1 人当たり財政力が全国平均を超過する州の拠出金により、1 人当たり財政力が全国平均を下回る州へ交付金を交付すること、などから構成されている。ドイツの中央対地方の税収比は 5 1 : 4 9 とほぼ半々である。なお、スウェーデンの場合は、中央対地方の税収比率は 5 5 : 4 5 となっている。

イギリス、フランスは、垂直的財源調整のみであり、水平的財源調整制度は採用していない。両国とも税収は圧倒的に中央が大きな比率を占めており、中央対地方の税収比率は、イギリスの場合は 9 4 対 6、フランスの場合は 8 2 対 1 8 となっている。

両国とも中央政府の税収が圧倒的に大きな比率を占めることから、地方に対する垂直的財源調整の機能が重要視されている。

いずれにせよ、税源配分の見直し、財源調整システムの検討は単に税制だけでなく、国と地方の関係に加え、地方間関係を如何に形成するかと一体の課題となっている。